人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一一九―一

人事院規則九―一七（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三条に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「いた俸給の特別調整額」とあるのは「いた俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」と、同項第三号及び第四号中「俸給の特別調整額」とあるのは「俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」と、同項第五号中「した場合に」とあるのは「して」と、「準じてその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「よるものとした場合の額」とする。

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四〇―三五

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の九十三以上百分の百五十以下」を「百分の八十七以上百分の百四十以下」に改め、同号ロ中「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」を「百分の七十七以上百分の八十七未満」に改め、同号ハ中「百分の七十二」を「百分の六十七」に改め、同号ニ中「百分の七十二未満」を「百分の六十七未満」に改め、同項第二号イ中「百分の百三以上百分の百六十以下」を「百分の九十五以上百分の百四十八以下」に改め、同号ロ中「百分の八十五以上百分の百三未満」を「百分の七十八・五以上百分の九十五未満」に改め、同号ハ中「百分の六十七」を「百分の六十二」に改め、同号ニ中「百分の六十七未満」を「百分の六十二未満」に改め、同項第三号イ中「及び金融庁長官」を「、金融庁長官及び消費者庁長官」に改める。

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五四―五

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者（」を「職員の扶養親族たる者（給与法第十一条に規定する扶養親族で給与法第十一条の二第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（」に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、「（給与法第十一条に規定する扶養親族で同法第十一条の二第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条から第四条までを削る。

第四条の二中「第十一条の十第一項第三号」を「第十一条の十第一項第二号」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第十一条の十第一項第三号」を「第十一条の十第一項第二号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―五四（住居手当）の項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に改める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

四　前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第四条第三項第二号において同じ。）であった者に限る。）　前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。以下この項において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日における平成二十一年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十一年改正法第八条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第二条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規